⑶　技術者条件

⑶―１　次に掲げる基準を満足する当該技術協力業務の管理技術者を配置できること。ただし、管理技術者を配置する者は、「土木関係コンサルタント」に登録されている者であること。

１）一級土木施工管理技士または技術士（建設部門）の資格を有する者であること。

２）元請けとして過去15年の間に完成及び引渡しが完了した工事で、上記⑵に示す条件を満たす工事において、工期の半分以上の従事経験を有する技術者であること。（なお、当該従事経験は⑵において、企業の施工実績として提示した工事と同一工事でなくともよい。）

⑶―２　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）一級土木施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者であること。ただし、監理技術者に関し、これを補佐する監理技術者補佐を専任で配置する場合は複数現場の兼任を認める。

２）元請けとして過去15年の間に完成及び引渡しが完了した工事で、上記⑵に示す条件を満たす工事において、工期の半分以上の従事経験を有する技術者であること。（なお、当該従事経験は⑵において、企業の施工実績として提示した工事と同一工事でなくともよい。）

⑷　６⑵に定める競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札までの間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。

⑸　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（ただし、契約参加資格者として再登録済みで、入札書の提出期限までに会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

３　共同企業体の結成方法　共同企業体を結成される場合の要件は、次のとおりとする。

⑴　構成員の出資比率は、全ての構成員が均等割の10分の６以上であること。

⑵　代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

⑶　結成方式は、甲型とする。

⑷　同一企業が２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

４　優先交渉権者の選定に関する事項

⑴　技術提案の評価に関する基準　東関道トンネル工事は、成田空港Ｂ滑走路延伸部と東関道が交差する箇所において、東関道のトンネル化により立体交差とする必要があることから、現東関道上にボックスカルバートを築造するものである。本工事は、運用中の高速道路と空港に挟まれた狭隘な箇所での施工、Ｂ滑走路制限表面等の規制を踏まえた施工など特殊な現場条件において、構造物の品質を確保した上でのコスト抑制と工程確保の両立が求められる工事である。また、道路管理者と協議を重ねながら設計業務を進める必要があることから、設計段階から施工者としての視点で技術協力を求め、設計業務に反映することが求められる。そのため、発注者において、経済的かつ工程確保を満足する最適な仕様の確定が困難であるため、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定される、技術協力・施工タイプを適用し、工事に関する技術提案を下記①から③について求める。

①　技術協力業務に関する提案能力：20点

①―１　業務目的、現地条件、与条件に対する理解、提案内容の適用上の課題、不確定要素に対する理解：10点

①―２　実施方針、実施手順に対する妥当性、実施体制の十分な確保：10点

②　トンネルの品質確保に関する提案能力及びトンネル整備のコスト低減と工程確保の両立に関する提案能力：36点

②―１　トンネルの品質確保の取組に関する提案：６点

②―２　トンネル整備のコスト低減と工程確保の両立に関する提案：30点

③　環境影響低減に関する提案能力：４点

③―１　工事期間中のCO_2排出量削減の取組に関する提案：２点

③―２　周辺地域への環境対策（粉塵・水質汚濁）の取組に関する提案：２点

⑵　技術提案書についてヒアリングを行う

⑶　優先交渉権者の選定　技術提案書を提出した者の中から、応募要件を満足している者のうち、技術評価点が最上位である者を優先交渉権者として選定する。

⑷　技術評価点が同点の場合の優先交渉権者及び次順位以降の交渉権者の選定方法は、下記の順で選定するものとする。

①　技術提案項目①―１、①―２、②―１、②―２の合計得点が高い者

②　技術提案項目①―１、①―２、②―２の合計得点が高い者

③　技術提案項目②―１、②―２の合計得点が高い者

④　技術提案項目②―２の得点が高い者

⑤　該当者にくじを引かせて優先交渉権者を決定する。くじの実施方法等については、別途通知する。

⑸　優先交渉権者の決定後、技術協力業務についての見積合わせを実施したうえで、技術協力業務契約の締結と同時に工事の契約に至るまでの手続きに関する基本協定を締結し、価格等の交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は、交渉不成立とし、次順位の交渉権者に対して優先交渉権者となった旨を通知する。次順位の交渉権者に対しては、意思の有無を確認した上で、技術協力業務の契約締結及び価格等の交渉を行う。

５　入札説明書等の交付

⑴　掲載（交付）期間　令和４年６月３日（金）から令和４年６月27日（月）午前11時まで

⑵　交付方法　当社ウェブサイト上（https://www.naa.jp/jp/pinfo/index.html）にてダウンロードするか、６⑴において土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後１時10分から午後４時まで、請求に応じ無償で交付する。ただし、最終日は午前11時まで。

６　競争参加資格の確認申請書等の提出　本競争への参加を希望する者は、入札説明書に記載する申請書類を提出すること。

⑴　提出先（担当部署）

〒282―8601　千葉県成田市成田国際空港内ＮＡＡビル１階　成田国際空港株式会社　整備部門　機能強化整備部　土木・舗装グループ「契約関係ご登録窓口」　電話：0476―34―5132　e-mail：kinoukyouka@naa.jp

⑵　提出期間　５⑴に同じ。

７　技術提案書の提出　参加資格者は、以下のとおり技術提案書を提出すること。

⑴　提出先　６⑴に同じ。

⑵　提出期限　令和４年８月12日（金）午前11時

８　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　契約金額の10分の３以上納付。ただし、当社が確実と認める有価証券または金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要

⑷　詳細は入札説明書による。

９　Summary

⑴　The Person who is Responsible for Contract : Tamura Akihiko, President & CEO, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION.

⑵　Classification of the services to be procured : 42

⑶　Subject matter of the contract : Technical cooperation for Construction work of culvert in Higashi Kanto Expressway.

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : to be submitted by 11 : 00 a.m. 27 June. 2022

⑸　Please note that applicable language and currency on contract procedure are only Japanese and Yen.

⑹　Contact Point for the Notice : Functional Enhancement Development Department, Engineering Division, NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, NAA Building, Narita International Airport, Narita-City, Chiba, 282―8601, Japan Tel : ＋81―476―34―5132